

渋情答申第5号
令和3年6月11日

渋川市長 高木 勉 様

渋川市情報公開審査会
会長 狩野要一

答申書

渋川市長から令和3年3月8日付けで諮詢された事案について下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

渋川市長（以下「処分庁」という。）が令和2年10月1日付けで情報公開とした決定（以下「原処分」という。）に対する令和2年10月27日付け審査請求は、却下することが妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年9月20日付けで渋川市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき処分庁に対し、以下の内容の情報公開請求（以下の内容の情報公開請求のうち、1に係る情報公開請求につき、以下「本件公開請求」という。）を行った。

「渋川市投書箱運用要綱第10条第2項の規定により、市長が別に定めた渋川市投書箱審査委員会設置要綱第5条に規定する審査委員会の会議の「会議録（令和2年5月18日）」及び「会議結果報告書（令和2年5月25日）」それぞれの3議題欄に記載する“事務局”に関する次の事項

1 “事務局”の市における組織的な位置づけが具体的に分かる根拠文書等

2 “事務局”の任務、編成等が具体的に分かる根拠文書等」

(2) 処分庁は、本件公開請求に対し、令和2年10月1日付けで原処分を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、令和2年10月27日付けで審査庁（渋川市長）に対し、原処分の取消し及び情報不存在決定を求めて審査請求を行った。

(4) 処分庁は、審査庁に対し、令和3年1月12日付けで書面にて審査請求に対する弁明を行った。

(5) 審査請求人は、審査庁に対し、令和3年1月19日付けで書面にて処分庁の弁明に対する反論を行った。

(6) 審査庁は、原処分に係る審査請求について、令和3年3月8日付で当審査会に処分庁の弁明及び審査請求人の反論の書面を添えて諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、公開条例第5条及び第6条第1項の規定に基づき本件公開請求を行ったことに対し、処分庁が令和2年10月1日付で行った原処分について、その決定を取り消し、本件公開請求の情報の不存在を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

ア 当該要綱（令和2年10月1日付で処分庁が公開した「渋川市投書箱審査委員会設置要綱」をいう。以下同じ。）第6条の条文は、“審査委員会の庶務は、市長戦略部秘書室において処理する。”であり、庶務の担当部署を規定しているのみであり、“事務局”の市における組織的な位置づけが具体的に分かる根拠文書等ではない。

イ 当該弁明書において、審査請求の主題であるべき「当該要綱が適正

・公正（真・贋）な根拠文書等であるか否か」の論点をすり替え、情報公開制度や審査請求制度に言及していることから、当該要綱が根拠文書等でない事実を隠蔽するための姑息な論点すり替えの詭弁である。

ウ 知る権利は、適正・公正な情報を知る権利である。適正・公正でもない根拠文書等足りえない情報を公開したから、審査請求人は最も利益を被ったとの記載は笑止であり、市民の知る権利の侵害であり、市民を蔑ろにするものである

エ 知る権利の観点及び個人情報保護の観点から、自己の権利利益を侵害されているため、審査請求の資格がある。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容はおおむね次のとおりである。

（1）原処分とした理由について

本件公開請求の内容にある「会議録（令和2年5月18日）」及び「会議結果報告書（令和2年5月25日）」の中では、渋川市投書箱審査委員会の庶務を行っている秘書室秘書政策係のことを事務局と記載している。よって、渋川市投書箱審査委員会の庶務は秘書室において処理することを規定する、当該要綱を対象文書として特定し、原処分とした。

（2）審査請求人適格について

情報公開制度は、情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、市民の市制への参加を促進し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた市政の実現に寄与することを目的とする制度である。

原処分は、審査請求人から受けた公開請求について、対象情報として特定できる全てを公開とした決定であり、情報公開制度の目的からすると審査請求人にとって最も利益のある決定である。

審査請求制度は、行政機関の処分により自己の権利利益を侵害された者がその権利利益の回復を求めるための救済制度であるが、審査請求人は、原処分により自己の権利利益を侵害されていないため、審査請求を

する資格がない。

5 審査会の判断

(1) 審議の経過

年 月 日	経 過
令和 3 年 3 月 8 日	諮詢
令和 3 年 5 月 11 日	概要説明、審議

(2) 審査会の判断

審査請求人は、原処分においては、自己の権利利益を侵害されているとは言えず、本件審査請求には利益がない。よって、本件審査請求は不適法であるから、「1 審査会の結論」のとおり却下することが妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張するが、本件の結論に至る判断を左右するものではない。

(答申に関与した委員の氏名)

狩野 要一、黒川 美登枝、清水 敏晶、永井 政之、廣瀬 淳